

医政発 0930 第 14 号
令和 3 年 9 月 30 日

各

都道府県知事
保健所設置市長
特別区長

 殿

厚生労働省医政局長
(公 印 省 略)

「救急救命士法の施行について」の一部改正について

良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律（令和 3 年法律第 49 号。以下「改正法」という。）が令和 3 年 5 月 28 日に公布され、改正法のうち救急救命士法（平成 3 年法律第 36 号）の一部改正については、同年 10 月 1 日付けで施行することとされています。

また、救急救命士法施行規則の一部を改正する省令（令和 3 年厚生労働省令第 149 号）が令和 3 年 9 月 1 日に公布され、救急救命士法施行規則（平成 3 年厚生省令第 44 号）の一部改正についても、同年 10 月 1 日付けで施行されることとなりました。

これらを踏まえ、令和 3 年 10 月 1 日付けで「救急救命士法の施行について」（平成 3 年 8 月 15 日付け健政発第 496 号厚生省健康政策局長通知）の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正することとしましたので、貴職におかれては、御了知の上、関係者、関係団体等への周知をお願いします。

なお、改正後の具体的な取扱いについては、「良質かつ適切な医療を効率的に提供する体制の確保を推進するための医療法等の一部を改正する法律の一部の施行について（救急救命士法関係）」（令和 3 年 9 月 1 日付け医政発 0901 第 15 号厚生労働省医政局長通知）を参考としていただきますようお願いします。

〔別紙〕

○ 「救急救命士法の施行について」（平成3年8月15日付け健政発第496号厚生省健康政策局長通知）新旧対照表
(下線は改正部分)

改 正 後	改 正 前
救急救命士法が、平成三年四月二十三日法律第三十六号をもって、救急救命士法施行令並びに救急救命士法施行規則及び救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令が、それぞれ平成三年八月十四日政令第二百六十六号並びに平成三年八月十四日厚生省令第四十四号及び平成三年八月十四日厚生省令第四十五号をもって公布され、平成三年八月十五日に施行された。 都道府県の経由事務等は原則としてないこととされているが、医療機関関係者や国家試験受験希望者、養成所設立希望者等からの照会が予想されるため、貴都道府県主管課に救急救命士の担当を決めるとともに、次の事項に留意の上、適切に対処されたい。 なお、この通知では、救急救命士法を「法」と、救急救命士法施行規則を「規則」とそれぞれ略称する。 記 第一 （略） 第二 救急救命士及び救急救命処置の定義について 救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいうものであること。	救急救命士法が、平成三年四月二十三日法律第三十六号をもって、救急救命士法施行令並びに救急救命士法施行規則及び救急救命士法に基づく指定登録機関及び指定試験機関に関する省令が、それぞれ平成三年八月十四日政令第二百六十六号並びに平成三年八月十四日厚生省令第四十四号及び平成三年八月十四日厚生省令第四十五号をもって公布され、平成三年八月十五日に施行された。 都道府県の経由事務等は原則としてないこととされているが、医療機関関係者や国家試験受験希望者、養成所設立希望者等からの照会が予想されるため、貴都道府県主管課に救急救命士の担当を決めるとともに、次の事項に留意の上、適切に対処されたい。 なお、この通知では、救急救命士法を「法」と、救急救命士法施行規則を「規則」とそれぞれ略称する。 記 第一 （略） 第二 救急救命士及び救急救命処置の定義について 救急救命士とは、厚生労働大臣の免許を受けて、救急救命士の名称を用いて、医師の指示の下に、救急救命処置を行うことを業とする者をいうものであること。

救急救命処置とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、若しくはその生命が危険な状態にある傷病者(以下「重度傷病者」という。)が、病院若しくは診療所に搬送されるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間(当該重度傷病者が入院しない場合は、病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に滞在している間。以下同じ。)に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいうものであること。

また、救急救命処置の具体的内容については、別途通知するものであること。

第三・第四 (略)

第五 救急救命士の業務について

1・2 (略)

3 救急救命士は、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するもの以外の場所においてその業務を行ってはないこと。

ただし、病院若しくは診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間又は重度傷病者が病院若しくは診療所に到着し当該病院若しくは診療所に入院するまでの間に

救急救命処置とは、その症状が著しく悪化するおそれがあり、又はその生命が危険な状態にある傷病者(以下「重度傷病者」という。)が、病院又は診療所に搬送されるまでの間に、当該重度傷病者に対して行われる気道の確保、心拍の回復その他の処置であって、当該重度傷病者の症状の著しい悪化を防止し、又はその生命の危険を回避するために緊急に必要なものをいうものであること。

また、救急救命処置の具体的内容については、別途通知するものであること。

第三・第四 (略)

第五 救急救命士の業務について

1・2 (略)

3 救急救命士は、重度傷病者の搬送のために使用する救急用自動車、船舶及び航空機であって、医師の指示を受けるために必要な通信設備その他の救急救命処置を適正に行うために必要な構造設備を有するもの以外の場所においてその業務を行ってはないこと。

ただし、病院又は診療所への搬送のため重度傷病者を救急用自動車等に乗せるまでの間において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合はこの限りでないこと。

において救急救命処置を行うことが必要と認められる場合はこの限りでないこと。

4 病院又は診療所に勤務する救急救命士は、重度傷病者が当該病院又は診療所に到着し当該病院又は診療所に入院するまでの間において救急救命処置を行おうとするときは、あらかじめ、救急救命士による救急救命処置の実施に関する委員会を当該病院又は診療所内に設置するとともに、当該研修の内容に関する当該委員会における協議の結果に基づき、当該病院又は診療所の管理者が実施する次の事項に関する研修を受けなければならないこと。

① 医師その他の医療従事者との緊密な連携の促進に関する事項

② 傷病者に係る安全管理に関する事項、医薬品及び医療資
機材に係る安全管理に関する事項その他の医療に係る安全
管理に関する事項

③ 院内感染対策に関する事項

5 · 6 (略)

(新設)

4 · 5 (略)